

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人橋口医院
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水 3 5 7
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 1 5 年 9 月 5 日
- (4) 設立登記年月日 平成 1 5 年 9 月 1 6 日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	橋口医院	4611011018	鹿児島県指宿市山川岡 児ヶ水 357	一 般 病 床 0 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)  
なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)  
なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和 5 年 5 月 1 4 日 令和 4 年度決算の決定
- 令和 6 年 3 月 2 5 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 橋口医院

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県指宿市山川岡兎ヶ水 3 5 7

財 産 目 録  
(令和 6年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	70,774 千円
2. 負 債 額	60,326 千円
3. 純 資 産 額	10,448 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,005
B 固 定 資 産	44,769
C 資 産 合 計 (A + B)	70,774
D 負 債 合 計	60,326
E 純 資 産 (C - D)	10,448

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 橋口医院

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水 3 5 7

貸 借 対 照 表

(令和 6年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	26,005	I 流 動 負 債	4,191
II 固 定 資 産	44,769	II 固 定 負 債	56,135
1 有 形 固 定 資 産	44,200	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	60,326
3 そ の 他 の 資 産	569	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	5,000
		II 積 立 金	5,448
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	10,448
資 産 合 計	70,774	負 債 ・ 純 資 産 合 計	70,774

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 橋口医院  
 所在地 鹿児島県指宿市山川岡兎ヶ水357

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	93,730
2 事業費用	92,292
本来業務事業利益	1,438
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	1,438
II 事業外収益	762
III 事業外費用	13
経常利益	2,187
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	2,187
法人税等	0
当期純利益	2,187

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 橋口医院  
所在地 鹿児島県指宿市山川岡見々水357

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

## 監事監査報告書

医療法人橋口医院

理事長 橋口 尚文 殿

私は、医療法人橋口医院の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 5月 28日

医療法人橋口医院

監事 柳田 高志